

中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について

1. 経緯

- (1) 検疫有害植物である *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* (Aac)、*Potato spindle tuber viroid* (PSTVd) 及び *Pepino mosaic virus* (PepMV) については、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の2の19項、24項及び25項に基づき、輸出国において核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法等による検査を行い、当該病害に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 昨年11月、植物防疫所で中国産ピーマン種子を検定したところ、PSTVdが検出されたことを受け、輸入検査等で同国産PSTVd宿主植物の種子を対象に検定を実施した結果、同国が発給した検査証明書を添付し輸入された複数の種子から、本病を検出。
- (3) 当該事例を受け、本年1月以降、同国に対し書簡にて原因究明及び再発防止策等の提出を期限を設け複数回要請してきたが、現時点で回答が得られていない。
- (4) このため、本年9月、PSTVdと同様の検査の実施を求めている Aac 及び PepMV 種子について、暫定措置として輸入検査時に遺伝子検定を開始。
- (5) 本年10月及び11月、中国産セイヨウカボチャ種子からAacを検出。
- (6) このため、本年11月11日付けの規則の一部を改正する省令の施行により、規則別表2の2の34項、36項及び38項に基づき、新たにPSTVd等と同様の精密検定を要求する *Maize chlorotic mottle virus* (MCMV)、*Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) 及び *Zucchini green mottle mosaic virus* (ZGMMV) の宿主種子についても、同日以降、検疫有害植物の侵入防止の徹底を図るため、所定の検疫措置要件を満たした旨が追記された検査証明書が添付されている場合であっても、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認することが必要。

2. 緊急の暫定措置

緊急の暫定措置として、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を実施。(規則別表2の2の19項、24項及び25項に掲げる植物の種子については、現在実施している暫定措置を継続。)

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として中国から輸入される、規則別表2の2の34項、36項及び38項に掲げる植物の種子

(2) 対応を行う期間

令和2年11月11日から当面の間

(3) 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Maize chlorotic mottle virus</i>	100 粒
<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	400 粒
<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	100 粒